



鳥取県公報

平成15年 2月18日(火)
第 7 4 5 9 号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	土地改良事業の協議の適否の決定 (81) (耕地課)	1
	保安林の指定予定 (5件) (82~86) (森林保全課)	1
	漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みに係る同意についての適否の決定 (87) (水産課)	4
	公共測量の終了 (88) (管理課)	5
	都市計画事業の認可 (89) (都市計画課)	5
	鳥取県道路等愛護奨励規程の一部改正 (90) (空港港湾課)	5
公 告	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (警察本部生活保安課)	8

告 示

鳥取県告示第81号

智頭町が行う土地改良事業（非補助土地改良事業五月田地区農用地造成）の協議については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成15年 2月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 2 縦覧に供する期間
平成15年 2月18日から20日間
- 3 縦覧に供する場所
智頭町役場
- 4 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第82号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成15年2月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 保安林予定森林の所在場所
八頭郡郡家町大字石田百井字中山田194、字丸山谷199の1、字滝谷201から204まで、字取株登724
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、郡家町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び郡家町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第83号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成15年2月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 保安林予定森林の所在場所
八頭郡八東町大字新興寺字三谷口631の3、字三谷641、645、646
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、八東町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び八東町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第84号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成15年2月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 保安林予定森林の所在場所
日野郡日野町福長字才木谷尻リ250、字釜原289
 - 2 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、日野町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第85号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成15年2月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 保安林予定森林の所在場所
日野郡江府町大字美用字上向河原1823、1825、1829
 - 2 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、江府町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び江府町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第86号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成15年2月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

1(1) 保安林予定森林の所在場所

日野郡溝口町宇代字川平山138の1、138の10から138の12まで

(2) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、溝口町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所

日野郡溝口町宇代字権現平上ミ802、803、815、816

(2) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

立木の伐採の方法

立木の伐採を禁止する。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び溝口町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第87号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定に基づき発起人から届出のあった次の加入区及び漁業の区分に係る共済契約の締結の申込みに係る同意については、審査した結果同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めたので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

平成15年2月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

加 入 区	漁 業 の 区 分
田後加入区	小型漁船漁業
網代加入区	小型漁船漁業
赤碕加入区	小型漁船漁業
鳥取中央賀露加入区	沖合底びき網漁業
境港加入区	その他の者の行う小型いか釣漁業

鳥取県告示第88号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、国土交通省中国地方整備局日野川工事事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において

準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成15年 2月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 作 業 種 類 公共測量（3級基準点測量平均計画図作成及び2級水準測量平均計画図作成）
- 2 作 業 地 域 米子市並びに日野郡溝口町、日野町及び日南町の一級河川日野川及びその支川区域
- 3 終了年月日 平成15年 1月30日

鳥取県告示第89号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成15年 2月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 施行者の名称
鳥取市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
鳥取都市計画公園事業 2・2・1 真教寺公園
- 3 事業施行期間
平成15年 2月24日から平成18年 3月31日まで
- 4 事業地
(1) 収用の部分 鳥取市戎町地内
(2) 使用の部分 なし

鳥取県告示第90号

鳥取県道路等愛護奨励規程（昭和43年鳥取県告示第511号）の一部を次のように改正する。

平成15年 2月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動後項等」という。）が存在する場合には、当該移動項等を当該移動後項等とし、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には、当該移動後項等（以下「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示並びに追加項等を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、<u>道路、公園、治水施設又は港を</u>愛護する目的で結成された団体に対し、必要な奨励</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、<u>道路、公園又は治水施設を</u>愛護する目的で結成された団体に対し、必要な奨励及び</p>

及び援助を行うことにより、道路、公園、治水施設及び港の愛護の思想を普及し、これらの維持保全を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 略

2及び3 略

4 この規程において「港」とは、漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第3条に規定する漁港施設及び同法第2条に規定する漁港の区域内にある海岸のうち県の管理に係るもの並びに港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第5項に規定する港湾施設及び同条第3項に規定する港湾区域内にある海岸のうち県の管理に係るものをいう。

(愛護団体の結成)

第3条 水防団、消防団、青年団、婦人会又は市町村の区域の全部若しくは一部を区域とするその他の団体は、単独又は共同で道路、公園、治水施設又は港(以下「道路等」という。)の愛護を目的とする団体を結成することができる。

2 前項の規定により結成された団体で第5条の奨励及び援助を受けようとするもの(以下「愛護団体」という。)は、その結成後速やかに様式第1号による結成届を所轄地方県土整備局長又は日野総合事務所県土整備局長(網代漁港又は鳥取港若しくは田後港の愛護を目的とする愛護団体にあっては鳥取港湾事務所長、境漁港の愛護を目的とする愛護団体にあっては境港水産事務所長。以下「局長等」という。)に提出するものとする。

(愛護団体の事業)

第4条 愛護団体が実施する事業の内容は、おおむね次に掲げるとおりとする。

(1)～(3) 略

(4) 港に投棄された汚物若しくは廃物の処理、港における草木の除去又は港の清掃

(5) 略

2 愛護団体は、前項第1号から第4号までに掲げる作業を行おうとするときは、あらかじめ、作業の日時、場所、内容及び参加人員を局長等に通知するものとする。

援助を行うことにより、道路、公園及び治水施設の愛護の思想を普及し、これらの維持保全を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 略

2及び3 略

(愛護団体の結成)

第3条 水防団、消防団、青年団、婦人会又は市町村の区域の全部若しくは一部を区域とするその他の団体は、単独又は共同で道路、公園又は治水施設(以下「道路等」という。)の愛護を目的とする団体を結成することができる。

2 前項の規定により結成された団体で第5条の奨励及び援助を受けようとするもの(以下「愛護団体」という。)は、その結成後速やかに様式第1号による結成届を所轄地方県土整備局長又は日野総合事務所県土整備局長(以下「局長」という。)に提出するものとする。

(愛護団体の事業)

第4条 愛護団体が実施する事業の内容は、おおむね次に掲げるとおりとする。

(1)～(3) 略

(4) 略

2 愛護団体は、前項第1号から第3号までに掲げる作業を行おうとするときは、あらかじめ、作業の日時、場所、内容及び参加人員を局長に通知するものとする。

(奨励及び援助)

第5条 略

2 局長等は、愛護団体が実施する事業について必要な指導を行うほか、愛護団体に対し、作業に必要な機械及び器具の貸与その他事業の実施に必要な援助を行うものとする。

(事業の実績の報告)

第6条 愛護団体は、4月1日から翌年の3月31日までの期間内に実施した事業の実績を様式第2号による実績報告書により翌年の5月31日までに局長等に提出するものとする。

2 局長等は、前項の報告書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、必要な意見を付して当該報告書を知事に提出しなければならない。

様式第1号 (第3条関係)

愛護団体結成届

年 月 日

様

愛護団体の名称
代表者 住所
氏名

の愛護を目的として下記のとおり愛護団体を結成したので、鳥取県道路等愛護奨励規程第3条第2項の規定により届け出ます。

記

- 1 愛護団体の名称
- 2 結成年月日
- 3 構成人員
- 4 愛護団体に属する地域
- 5 主として事業を実施する道路、公園、治水施設又は港の名称若しくは所在地又は区間若しくは地域
- 6 その他

(奨励及び援助)

第5条 略

2 局長は、愛護団体が実施する事業について必要な指導を行うほか、愛護団体に対し、作業に必要な機械及び器具の貸与その他事業の実施に必要な援助を行うものとする。

(事業の実績の報告)

第6条 愛護団体は、4月1日から翌年の3月31日までの期間内に実施した事業の実績を様式第2号による実績報告書により翌年の5月31日までに局長に提出するものとする。

2 局長は、前項の報告書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、必要な意見を付して当該報告書を知事に提出しなければならない。

様式第1号 (第3条関係)

愛護団体結成届

年 月 日

様

愛護団体の名称
代表者 住所
氏名

の愛護を目的として下記のとおり愛護団体を結成したので、鳥取県道路等愛護奨励規程第3条第2項の規定により届け出ます。

記

- 1 愛護団体の名称
- 2 結成年月日
- 3 構成人員
- 4 愛護団体に属する地域
- 5 主として事業を実施する道路、公園又は治水施設の名称若しくは所在地又は区間若しくは地域
- 6 その他

附 則

この告示は、平成15年2月18日から施行する。

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成15年 2月18日

鳥取県公安委員会委員長 倉 都 祥 行

1 講習の種別及び受講対象者

経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

- (1) 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
- (2) 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

区分 種別	日 時	場 所	受 講 対 象 者
経験者講習	平成15年 3月12日 午後 1時30分から 午後 4時30分まで	倉吉市清谷町一丁目10 鳥取県倉吉警察署	浜村、倉吉及び八橋の各警察署の管内に居住する者

3 講習時間及び講習課目

- (1) 講習時間 3時間
- (2) 講習課目
ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の3日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 3,000円
- (2) 納付方法
(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。

6 携行品

筆記用具及び印鑑